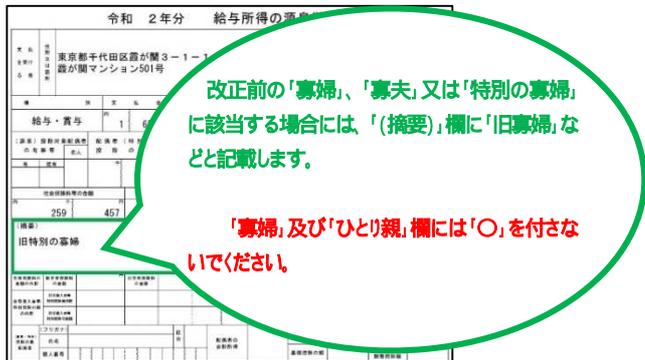


改正前の寡婦等

改正前の「寡婦」、「特別の寡婦」又は「寡夫」に該当する**年末調整を行わない者等**については、欄ではなく、「(摘要)」欄にそれぞれ、「旧寡婦」、「旧特別の寡婦」又は「旧寡夫」と記載します。



出典:国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf> 著者加工

元号記載欄

受給者の生年月日の元号表記欄が、記載欄へと変わりました。当てはまる元号に“ ”を付すのではなく、“明治”、“大正”“昭和”、“平成”又は“令和”と漢字で記載します。

受給者生年月日						
明	大	昭	平	年	月	日
受給者生年月日						
元号				年	月	日

[参考] 出典:国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf>

(出典: MyKomon)

お仕事カレンダー

8月11日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(7月分)
8月31日(月)	6月決算法人の申告・納税、12月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

税務署から「扶養控除見直し」要請 どのように対応すればよい?



～「扶養控除の見直し」は年末調整の際の控除額が誤っていた可能性がある時に届けられる文章です。誤りが判明したのなら年末調整をやり直す必要があります。～

Q 税務署から「扶養控除等の見直しについて」と書かれた文章が届きました。文章によると、わが社の従業員の子の所得が多額であるため、従業員の扶養親族には該当しない可能性があるとのこと。どのように対応すればよいでしょうか。

A 文章に書かれている通りに年末調整が間違っていたのであれば、速やかに年末調整をやり直します。追加納付が発生するのであれば同封されている納付書で税金を納付します。また同封されている回答書に事実を記載し、税務署に提出する必要があります。

税務署から届く「扶養控除の見直しについて」という通知書は、年末調整をした従業員の所得控除に誤りがあると判断された時に送付されるものです。文章が届いたら、まず従業員から提出を受けていた扶養控除申告書と、会社が作成した源泉徴収票を照らし合わせます。

申告書通りに源泉徴収票が作成されているのであれば、申告書に誤りがある可能性があるため、本人に事実確認をしたうえで、誤りが見つかったら年末調整を再計算します。

法定調書合計表や給与支払報告書についても、訂正して再提出が必要となります。

(出典: 納税通信)

お仕事備忘録



1. 随時改定の反映(4月昇給の場合)・・・随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。
2. 労働保険の年度更新・・・労働保険の年度更新は、例年、7月10日が期限ですが、新型コロナウイルス感染症の特例により8月31日まで延長されています。
3. 賞与所得税の納付・・・7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。
4. 熱中症対策・・・今年の夏は、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、熱中症の予防対策を進める必要があります。環境省と厚生労働省は、「新しい生活様式」における熱中症予防行動を呼びかけており、高温多湿の環境下でのマスクの使い方や、エアコン使用時の室内換気の方法など、注意すべきポイントをまとめていますので、参考にするとよいでしょう。

～お知らせ～

誠に勝手ながら **8月13日(木)から8月16日(日)**まで夏季休業とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願致します。

